

## 八戸市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条の規定に基づく都市再生推進法人の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (指定の申請)

第2条 法第118条第1項の規定による都市再生推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 都市再生推進法人に指定される以前のまちづくり活動の実績を示す書面
- (8) 法第119条に規定する業務に関する計画書
- (9) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式第2号）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、都市再生推進法人の業務に関し参考となる書類

### (指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を都市再生推進法人として指定するものとする。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
  - (2) 申請者又はその母体となっている組織に（3）に定める区域内におけるまちづくり活動の実績があること。
  - (3) 八戸市内に事務所を有し、第4期八戸市中心市街地活性化基本計画の区域内（別図1）又は陸奥湊地区都市再生整備計画の区域内（別図2）で、法第119条に規定するまちづくり活動を行うと認められること。
  - (4) 必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。
  - (5) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。
  - (6) 業務を行うにあたって（3）に定める区域内における関係行政機関やほかの民間組織等と十分な連携と調整を図ることができると認められること。
  - (7) 八戸市暴力団排除条例（平成23年八戸市条例第48号）第2条第1号に規定する暴力団又は、第2号に規定する暴力団員でないこと。
- 2 市長は、申請者を都市再生推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定書（様式第3号）により当

該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による指定をしたときは、法第118条第2項の規定により公示するものとする。

(名称等の変更)

第4条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書(様式第4号)により行うものとする。

2 市長は、法第118条第4項の規定により、前項の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示するものとする。

3 都市再生推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(事業の報告)

第5条 都市再生推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

2 都市再生推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

3 市長は、法第121条第1項の規定により、業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、都市再生推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(改善命令)

第6条 市長は、都市再生推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、法第121条第2項の規定により、都市再生推進法人に対しその業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第7条 市長は、都市再生推進法人が前条の規定による命令に違反したときは、法第121条第3項の規定により都市再生推進法人の指定を取り消すことができる。この場合においては、都市再生推進法人指定取消通知書(様式第6号)により当該法人に通知するとともに、法第121条第4項の規定により公示するものとする。

2 市長は、前項の規定による指定の取消しを行う場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)の規定により聴聞を行うものとする。

(その他)

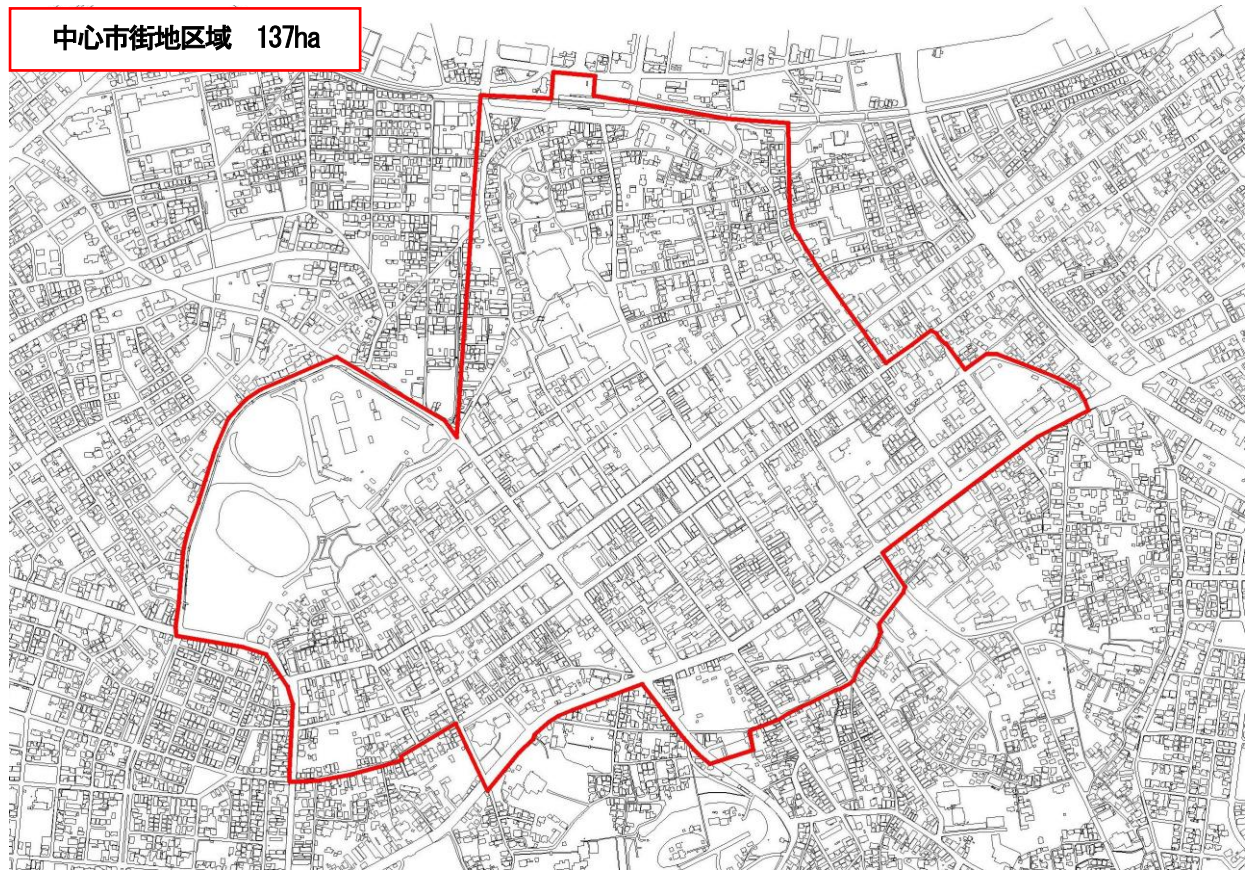
第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月30日から実施する。

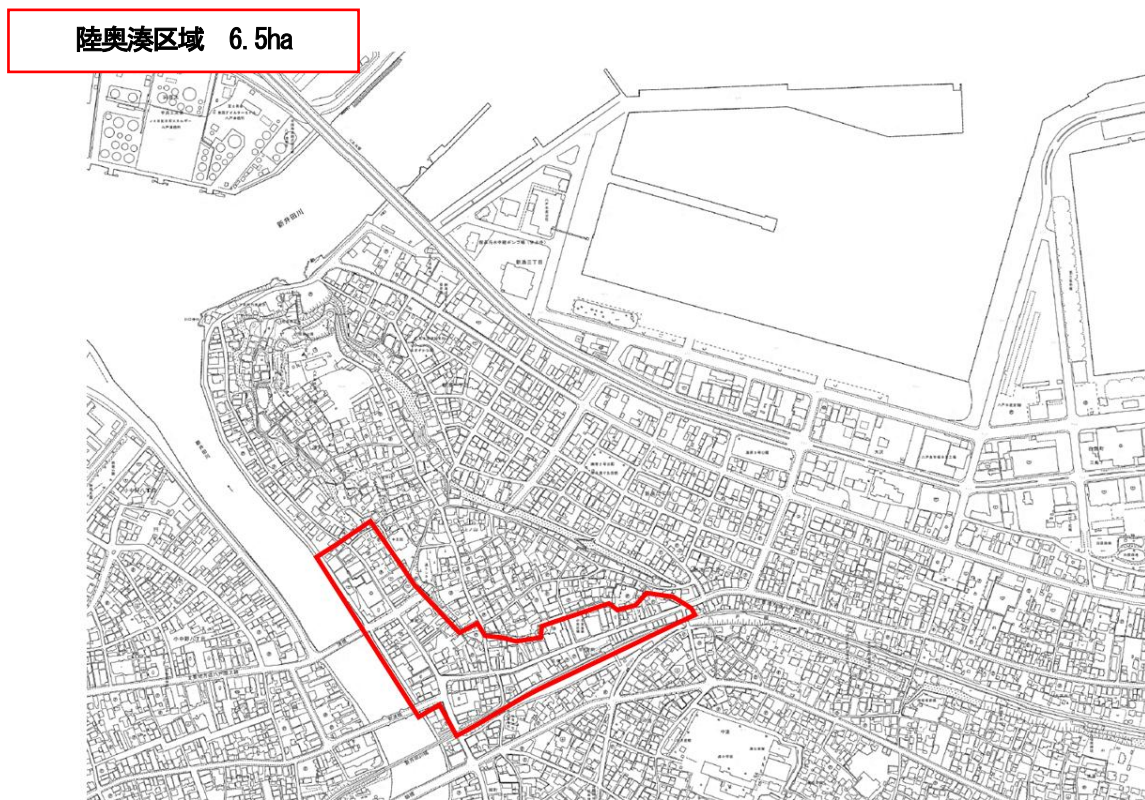
この要綱は、令和8年5月14日から実施する。

別図1 (第3条関係)



※太枠内を中心市街地区域とする。

別図2 (第3条関係)



※太枠内を陸奥湊地区都市再生整備計画区域とする。